

	国の森林環境税・森林環境譲与税	大阪府の森林環境税
【背景】	○パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等の必要な地方財源の安定的な確保が必要	○豪雨災害が多発（H29 九州北部、H30 西日本等）しており、これら被災地の調査などにより得られた新たな知見を踏まえた土石流・流木対策を緊急かつ集中的に行うことが必要 ○災害レベルの猛暑による府民の健康被害を軽減する対策を緊急かつ集中的に行うことが必要
【目的】	○温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた森林整備等の推進	○頻発する豪雨災害や災害並みの猛暑から府民を守る
【納税者】	○国内に住所を有する個人に対して課する国税	○府内に住所がある個人等
【税率】	○年額 1,000 円（市町村が個人住民税と併せて徴収）	○年額 300 円（個人府民税均等割額に加算）
【徴税期間】	○令和 6 年度から課税（恒久的）（市町村、都道府県への譲与は令和元年度から）	○令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間
【税収見込】	○大阪府（府・市町村共）への譲与額（年額） ・令和元年度 約 4 億 7 千万円〔全国 約 200 億円〕 ・令和 2～3 年度 約 9 億 5 千万円〔全国 約 400 億円〕 ・令和 4～5 年度 約 12 億円〔全国 約 500 億円〕 ・令和 6 年度～ 約 14 億 4 千万円〔全国 約 600 億円〕	○年額 約 11 億円（4 年間 約 45 億円）
【使 途】	<p>【市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○間伐等の森林整備 ○森林整備を担う人材の育成・確保、普及啓発、木材の利用促進等 <p>【大阪府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林整備や木材利用等を実施する市町村の支援 ○森林整備を担う人材の育成・確保、普及啓発、木材の利用促進等 	
	<p>★治山ダム等のハード対策は対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○危険渓流の流木対策事業（30 億円） 〔対象区域〕・流域内の凹地形の割合 25%以上 ・溪流勾配 18%（10 度）以上 ・保安林外、保全対象 20 戸以上、治山ダム・砂防ダム未設置 〔事業内容〕・治山ダムの整備 ・溪流沿いの危険木の伐採除去 ・防災教室の開催、森林危険情報マップの作成 等 〔箇所数〕 56 箇所 ○都市緑化を活用した猛暑対策事業（15 億円） 〔対象区域〕・バス停やタクシー乗り場のある駅前広場、単独バス停、駅等 〔事業内容〕・緑化と併せて日除けや微細ミスト発生器等の暑熱環境改善設備の整備を行う府内市町村・民間事業者等に対して原則全額補助（上限 1,500 万円） 〔箇所数〕 150～200 箇所
	<p>★森林区域外の都市緑化等は対象外</p>	